

一般社団法人岩手県社会福祉士会会費の納入に関する規程

規程第3号

2007年10月13日制定

2025年 3月 8日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県社会福祉士会(以下「本会」という。)の会費に関する規則(規則第3号)第5条の規定に基づき、本会の会費収納等の取り扱いについての細目事項を定めることを目的とする。

(会費納入期限)

第2条 本会の年会費納入期限は、当該年度の8月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、賛助会員の会費納入期限は、当該年度内とする。

(年度途中の支部変更者)

第3条 当該年度途中に、一般社団法人日本社会福祉士会の他県社会福祉士会から本会の正会員として異動してきた者(以下「県士会変更者」という。)であって、前所属県士会での会費を既に納入済みの者については、当該年度の年会費の徴収は免除する。

2 前項の規定にかかわらず、当該年度の10月1日から翌年3月31日までの間の県士会変更者については、当該年度の年会費を徴収しないものとする。

(

会費収納方法)

第4条 正会員の会費は、原則として、会員が所有する銀行等金融機関の口座から振り替え収納されるものとする。

2 前項により、口座から振り替える際にかかる手数料は、当該会員が負担するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、賛助会費については、本会会長の当該会員への請求に基づき収納されるものとする。

(改廃)

第5条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規程は、2007年10月日より施行する。

附則

1 この規程は、2025年3月8日より施行する。